平成３０年（フ）第３４０号
千葉市稲毛区あやめ台２番16棟205号
債務者　赤岩　敏明
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３８０号
千葉市花見川区千種町194番地18　ラフェスタⅡ103号
債務者　高橋　浩之
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１１号
名古屋市守山区瀬古東１丁目1027番地
債務者　荻山みどり
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６号
名古屋市港区港陽２丁目９番１号　ハイス丸二Ａ棟201号、従前の住所名古屋市港区入船２丁目２番40号　グラン・コート名古屋港803号
債務者　山田　秀男
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７号
名古屋市港区港陽２丁目９番１号　ハイス丸二Ａ棟201号
債務者　山田　郁恵（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３４３号
名古屋市千種区吹上２丁目１番21号　ＤＡＩＭＥＩビル403号
債務者　山口　純一
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７３号
愛知県一宮市千秋町町屋字仲橋２番地
債務者　河野農園こと　河野　吉宏
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第７８号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山36番地１
債務者　大野香奈美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８８号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字渡瀬84番地　ロイヤルガーデンなでしこ館315号
債務者　細部　清美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２号
京都府与謝郡与謝野町字弓木194番地５　府営住宅石田団地第５棟101号
債務者　村上　陽子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（フ）第９９０号
大阪市北区西天満３丁目４番21―709号
債務者　石倉　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０５８号
大阪市城東区新喜多１丁目３番15号　グランプラス京橋　303
債務者　上四元里奈
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１１９号
大阪市住之江区御崎８丁目６番18号　島田マンション１Ｃ
債務者　菅原　隆史
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２２号
大阪市生野区新今里３丁目１番２号　新今里マンション巽701号
債務者　中山大介こと　ＫＩＭ　ＤＡＥＫＡＥ　金　　大介
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１４２号
大阪市天王寺区空清町４番11号　杉野ビル本館304号
債務者　松田秀子こと　高　　秀子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１８２号
大阪府高槻市北大樋町38番７号
債務者　藤原　由佳（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２６７号
大阪市住之江区新北島４丁目２番４号　市営新北島第４住宅217号室、住民票上の住所大阪市住之江区御崎１丁目３番13号　ギャレ住之江　506
債務者　田中　竜一
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部